

マイナンバーカードの普及・利用に関するお役立ち情報をお届け

# マイナンバーカード・インフォ（民間事業者向け） vol.117

## ○民間事業者の取組紹介

**株式会社シー・アイ・シー「インターネット開示における公的個人認証サービス（JPKI）の導入」について**

デジタル庁 国民向けサービスグループ マイナンバーカード担当  
令和7年12月12日

# 民間事業者の取組紹介

## 株式会社シー・アイ・シー「インターネット開示における公的個人認証サービス（JPKI）の導入」について

株式会社シー・アイ・シーでは、インターネット開示において、公的個人認証サービス（JPKI）を導入しました。これにより、厳格な本人確認が可能となり、なりすまし防止を実現しました。

詳細につきましては、次ページ以降の別添をご覧くださいませよう願いたします。

【別添】株式会社シー・アイ・シー「インターネット開示における公的個人認証サービスの導入」

マイナンバーカード・インフォでは、国の施策や民間事業者の事例紹介など、マイナンバーカードの利用促進に関するお役立ち情報をお届けしております。

デジタル庁のマイナンバーカード・インフォ（民間事業者向けお役立ち情報）において、これまで発出した全てのマイナンバーカード・インフォを掲載していますので、ぜひ、マイナンバーカードの利用検討にお役立てください。

[マイナンバーカード・インフォ（民間事業者向けお役立ち情報）](#)

2025年12月1日

# 株式会社シー・アイ・シー インターネット開示における 公的個人認証サービスの導入

**CIC**

CREDIT INFORMATION CENTER

株式会社 シー・アイ・シー

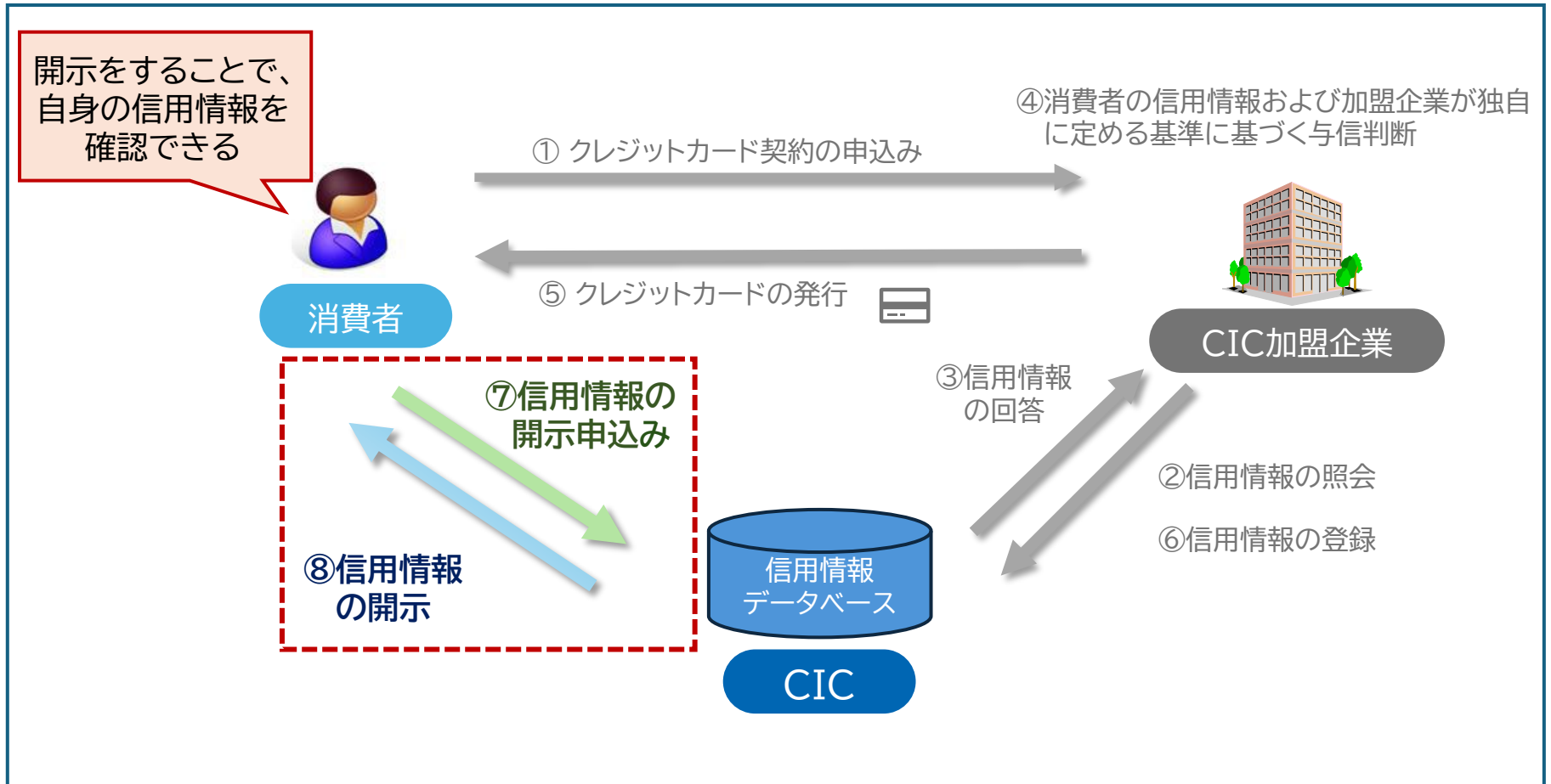
# サービス概要

- ◆ CICは、クレジット取引に関する信用情報の収集・管理・分析・提供・開示を行うことで、消費者の支払能力に応じた適正なクレジット契約の実現等、社会的な役割を果たしています。
- ◆ 信用情報開示制度とは、消費者自身の申込みにより、CICに加盟している企業(クレジット会社等)との契約内容や支払状況等の情報を確認することができる制度です。
- ◆ 開示制度の利用手段は、「インターネットによる開示」と「郵送による開示」の2種類があり、今般、「インターネットによる開示」にマイナンバーカードを用いた公的個人認証(JPKI認証)サービスを導入することにより、セキュリティの向上を図りました。

## 【参考】CICの開示制度利用手段の特徴

	インターネット開示	郵送開示
サービス利用日時	毎日8:00~21:45	申込受付から1週間~10日ほどで開示報告書を発送
用意いただくもの	1.インターネットが使えるスマートフォン 2.クレジット等の契約においてクレジット会社等に届け出た電話番号が通知できる電話 3.開示申込時点で有効なマイナンバーカード 4.マイナPocketアプリ	1. 開示申込書 2. 本人確認書類など必要書類 ※申込者によって異なります。
手数料 (2025年10月時点)	500円 PayPay、楽天ペイ、クレジットカードまたはキャリア決済	1,500円 コンビニエンスストアで購入する「開示利用券(コンビニチケット)」またはゆうちょ銀行が発行する「定額小為替証書」

## <信用情報の開示イメージ>



## インターネット開示における本人認証<Before/After>



【Before】 複数の本人認証を行い、本人からの申込みであることを確認。

【After】 従来の本人認証に加え、新たにマイナンバーカードによる公的個人認証サービスを導入。(詳細は次ページ参照)

## <After(詳細手順)>



マイナンバーカードを活用した本人確認を実施

インターネット開示の詳細は、当社ホームページでも確認いただけます。

# お問合せ先

株式会社シー・アイ・シー

経営企画部 広報担当

Mail : [cickouhou@cic.co.jp](mailto:cickouhou@cic.co.jp)

URL : <https://www.cic.co.jp>